延長保証サービス約款

この約款（「以下「本契約」といいます。はお客様（以下「甲」といいます。）が保有する、プラスビジョン株式会社（以下「乙」といいます。）が製造・販売するデジタルプロジェクタに対して、乙が実施する延長保証サービスに適用されます。

（保証）

第１条　甲が甲の保有する後記の対象機械（以下「対象機械」といいます。）を使用するにあたり、乙は第２条（保守サービス内容）に定められた範囲において、保守サービスを行ないます。

（サービス内容）

第２条　延長保証サービス内容については、下記のとおりとします。

（１）　期間中に日本国内で取扱説明書・本体注意ラベルなどの注意書に従った正常な使用状態で対象機械に故障が生じた場合、乙の定める条件によって修理または補償します。

（２）　期間中に日本国内で火災・偶然な破損事故により対象機械に損害が生じた場合乙の定める条件によって修理または補償します。

（３）　前２項の保証の対象となる場合、乙は修理代替機を甲に送付します。

（４）　前３項の保証の対象となる場合、対象機械の乙への発送・返送および修理代替機の発送・返送にかかる費用につき乙が負担します。

（保証金額）

第３条　本契約による保証金額は、前条で定めたサービスに要する実費とします。ただし、その額が別に定める保証額を上回った場合には、保証額を限度として補償します。その際、本保証は終了し、当該機械で新たに本保証を受けとる権利を有することはできません。また、対象機械が修理不能となった場合、対象機械あるいは対象機械後継機の購入を条件に補償します。新たな機械で本保証を受けとる権利を有するためには、別に定める保証料を乙に支払うこととします。

（甲からの対象機械の送付方法、代替機の返送方法）

第４条　甲から乙にたいして送付される対象機械または代替機について、甲は、乙所定の梱包材料および梱包方法に従って、乙に送付または返送するものとします。

（サービス対象機械）

第５条　本契約に基づき乙が実施する延長保証サービスは、別紙「延長保証サービス申し込み書」に記載の機械本体に限られます。ただし下記のものは含まれません。

（１）　消耗品部分（２）付属品（３）データ、ソフト等

（契約発効日および契約期間）

第６条　本契約は購入日の１年後にその効力が生じるものとし、有効期間は対象機械購入

より５年間とします。

（保証の請求権者）

第７条　保証の請求権者は対象機械の所有者とします。

（保証が受けられない場合）

第８条　次の各号に該当する場合は、保証は受けられません。

（１）　加入者証に記載されていない対象機械の損害

（２）　購入後５年を経過した後に生じた事故による損害

（３）　弊社の了解なく他社で修理された場合

（４）　故意、重過失による損害

（５）　第３者の加害行為による損害

（６）　詐欺・横領による損害

（７）　使用上の消耗、変質、さび、かび、変色等による損害

（８）　使用上支障のない外観のキズ、症状のでない不良等

（９）　地震、噴火、津波等の天災による損害

（１０）日本国外で生じた損害

（１１）他の保険・サービスにより既に保証の給付がなされている場合

（１２）戦争・変乱・暴動によって生じた損害

（１３）差押え、徴発、没収等国または公共団体の公権力の行使によって生じた損害

（１４）核燃料物質、放射能によって生じた損害

（１５）商品を勝手に加工・改造することにより生じた損害

（１６）盗難・紛失・置忘れによる損害

（１７）弊社指定以外の消耗品使用によって生じた

（請求方法）

第９条　対象機械に第２条に定める損害が発生した場合、甲は速やかに乙に報告しなければなりません。報告が不当に遅延した場合には、第２条に定めるサービスを請求することはできません。

２．　第１条に基づくサービスの請求には、下記の書類を乙に提出しなければなりません。なお、その他必要な書類がある場合には、請求時に乙より案内するものとします。

①　保険金請求書

②　延長保証サービス加入者証（コピー可）

③　メーカー保証書（コピー可）

（代位）

第１０条 乙が第２条のサービス提供を行なう場合において、対象機械に生じた損害が第３者に請求できる事由によって生じ、かつ乙がその損害に対してサービス提供を行なったときは、乙は損害額に相当する金額を限度として、対象機械に関する一切

の権限を取得します。

（準拠）

第１１条本契約に定めのない事項については、甲乙協議の上、解決を図るものとします。

付則規定

（損害保険契約の締結）

第１条　乙は本契約の提供に要する費用に保険金を充当することを目的として、所定の保険会社との間で、対象機械を保険の目的とし本契約の保証限度額を保険金額とする損害保険契約を一括して締結します。

（保険金の代理受領）

第２条　乙は、保険契約から保険金が支払われるかどうかにかかわらず、本契約に定めるところに従い、サービスを提供します。

２．前項の場合に、第１条の保険契約から保険金が支払われるときは、乙が保険金を請求し、サービスに要した金額に充当します。

３．第１条の損害保険契約の保険金請求権は、甲がサービスにより受益する金額を限度として乙に譲渡されたものとみなします。